

平成28年度

# 事業報告

公益社団法人 全国市有物件災害共済会

# 平成28年度 事業報告

## ○ 公益事業

- 1 地方自治法第263条の2の規定に基づく相互救済事業
- 2 防災に係る調査研究及び普及啓発事業
- 3 消防・防災施設整備事業等資金融資事業
- 4 防災専門図書館事業
- 5 防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業

## ○ 収益事業

- 6 日本都市センター会館事業
- 7 全国各市の利便に資する保険手続きに関する事業

## ○ その他

- 8 総会及び理事会の開催について
- 9 内部統制システムの運用状況の概要について
- 10 附属明細書

本会は、昭和24（1949）年1月、全国の各市が、地方自治の発展と住民福祉の向上をめざし、地方自治法第263条の2の規定に基づき、相互救済事業を実施するために共同で設置した公益的法人であり、各市の皆様のお力添えをいただきながら事業の拡充と発展に努め、平成24（2012）年11月1日、「公益社団法人 全国市有物件災害共済会」として、新たにスタートしました。

今後とも、本会創設の目的である「地方自治の発展と、住民の安全、安心に寄与すること」を改めて肝に銘じ、相互救済事業の確実な実施はもとより、防災、減災に関する事業の積極的な実施を通じ、住民の皆様の「セーフティネット」の役割を担うことにより、地方自治の発展と住民福祉の向上に貢献してまいります。

平成28年度の各事業の概要について、次のとおり報告します。

## 1 地方自治法第263条の2の規定に基づく相互救済事業

地方自治法第263条の2の規定に基づき、全国の各市等の団体から委託を受け、共済委託団体の所有する財産（建物及び自動車）の損害に対する相互救済事業を行っています。

建物総合損害共済における平成28年度の実績は、受託件数 262,373件、分担金は54億477万5,244円で、前年度比4.5%増加していますが、これは、主として、平成27年8月の建築費指数の引き上げに伴うものです。

一方、災害共済金は37億6,524万2,748円で、前年度比0.5%増となりました。

この結果、損害率は69.7%となり、前年度比2.7ポイント低下しましたが、近年の自然災害の発生頻度の増加傾向と今後の損害率の推移を注視していく必要があります。

自動車損害共済における平成28年度の実績は、受託台数 198,615台、分担金は31億3,192万7,575円で、前年度比0.8%増加しています。

一方、災害共済金は22億7,105万8,310円となり、前年度比2.1%増加しています。

この結果、損害率は72.5%となり、前年度比0.9ポイント上昇と、依然として高い水準にあります。今後は新たな取組として、共済委託団体における公用車事故防止対策の普及啓発を行い、収支の改善に努めてまいります。

地震災害見舞金については、平成27年度中に発生した地震等により被災された共済委託団体に対し、地震災害見舞金規程に基づきお支払いした見舞金は、39万円にとどまりましたが、昨年4月の熊本地震に伴う見舞金相当額 27億円は来年度以降の支払に備え、備金計上しています。

なお、平成25年1月の理事会で承認いただき、同年10月から取り組んでまいりました共済基幹システムの再構築につきましては、共済委託団体の皆様の御協力、御支援をいただき、予定どおり平成28年10月に新システムを稼働しました。

## 2 防災に係る調査研究及び普及啓発事業

ごみ処理施設は、市民生活にとって欠くことのできない公共施設であります。一たび災害が発生しますと、甚大な被害となるだけでなく、稼働停止により市民生活に大きな影響が及ぶこととなります。このため、本会では、ごみ処理施設の効果的な火災事故予防に資するこれまでの調査研究（「ごみ処理施設の火災事故防止のための防火安全マネジメントマニュアル」）を基に、当該施設の管理部署向けの研修会を11月に名古屋市において開催するとともに、実際に事故のあった施設を訪問し円滑な復旧及び再発防止のための支援活動に取り組みました。

また、建物総合損害共済において支払件数が高い水準で推移している落雷事故に関して、落雷が頻発する地域の施設への雷害対策に有効なアドバイスの実施など、共済委託団体における落雷被害低減のための支援活動に取り組みました。

自動車損害共済に関しては、共済委託団体において実施されている公用車事故抑止策に寄与するため、様々な事故防止の活動及び手法を紹介する取組を計画し、そのための調査・研究を実施しました。

## 3 消防・防災施設整備事業等資金融資事業

本事業は、市及び市が設置する一部事務組合等の団体が実施する消防・防災施設整備事業等に低廉な利率で融資し、消防・防災施設等様々な都市機能の整備及び充実並びにこれに係る団体の財政的負担の軽減を図るものです。

平成28年度は、消防・防災施設整備事業等の資金として、269団体に96億8,920万円を融資するとともに、財政融資資金貸付金利の下限が見直されたことに伴い、本会の融資利率がこれを上回らないよう規程を改正しました。

償還期間別融資状況

償還期間	融資利率				融資件数	融資額
	通常利率		共済委託団体			
	元利均等	元金均等	元利均等	元金均等		
5年	0.01%	0.01%	0.01%	0.01%	136件	43億9,850万円
7年	0.01%	0.01%	0.01%	0.01%	21件	7億1,070万円
10年	0.01%	0.01%	0.01%	0.01%	140件	45億8,000万円

融資対象事業別融資状況

融資対象事業	融資事業数	融資額
消防・防災関連事業	255事業	80億2,660万円
その他事業	60事業	16億6,260万円

## 4 防災専門図書館事業

平成28年度は、「防災専門図書館に関するあり方検討委員会」の提言（平成25年3月報告）を踏まえ、次に掲げる事業を行いました。

本図書館の認知度を向上させる方策として、「図書館総合展」において本図書館作成の「Let's 防災！いろはかるた」を紹介し、他機関から多くの使用の申込みがありました。また、日本災害情報学会でも広報活動を実施しました。

情報発信及び蔵書の有効活用として、東日本大震災及び熊本地震の企画展を開催し、それぞれ417名、475名が来場されました。

蔵書資料等の保存と活用については、関東大震災やカスリーン台風関連の11タイトルの資料をデジタル化して保存を図るとともに、ホームページに掲載し、非来館型利用者にも利用しやすいデジタルアーカイブの整備・活用に努めました。また、他機関がインターネットで提供している「災害カレンダー」に、本図書館のデジタル資料を提供し、活用を図りました。

さらには、関係機関との連携等による図書館力の強化を図るため、ビジネス支援図書館推進協議会ほか主催の「第5回情報ナビゲーター交流会」において講演しました。

なお、「防災専門図書館に関するあり方検討委員会」から提言された課題について、これまでの具体的な取組の検証を実施するため、「防災専門図書館に関するあり方検討委員会フォローアップ会議」を開催し、有識者の方々からは概ね提言の課題に添った取組であるとの評価を受け、今後の課題を取りまとめた報告書を作成しました。

### [ 図書館利用状況 ]

閲覧利用	:	286名		1,275冊
貸出利用	:	42名		75冊
複写サービス	:	123名	335件	2,122枚
レファレンスサービス	:	44名		
図書館見学	:	1,264名		
図書館見学会等	:	47名		

### [ インターネットアクセス件数 (平成28年4月～29年3月) ]

蔵書検索トップページ	:	4,768件	図書・雑誌新着	:	2,734件
図書・雑誌横断検索	:	5,044件	雑誌検索	:	440件
詳細検索	:	580件	雑誌一覧	:	798件

合計14,364件

平成28年度防災専門図書館蔵書数（平成29年3月31日現在）

分類番号	分類項目	28年度受入	現在数
		冊	冊
000	災害一般	373	25,590
100	火災	132	13,206
200	風水害・雪害	126	9,026
300	地震・噴火・津波・高潮	439	13,580
400	交通災害	90	9,304
500	農業災害	64	11,532
600	鉱・工業災害	24	4,349
700	公害	308	52,146
800	戦災	29	3,114
900	その他一般	95	19,189
	合計	1,680冊	161,036冊

## 5 防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業

- (1) 東日本大震災の教訓を踏まえ、都市において生活、活動される住民の皆様のセーフティネットの役割を担うため、防災・減災対策のセミナー等の啓発活動をとおして都市防災の推進を図っています。

平成28年度は、地域防災を推進するNPO法人等との共催で、全国各都市の職員、災害ボランティア及び一般市民を対象に、9月4日に「防災フォーラム」を、11月17日には「東日本大震災5年～巨大地震と向き合い復興するために～」をテーマに「第18回都市防災推進セミナー」を開催しました。

- (2) 全国的観点で実施される「防災・危機管理に関する政策の企画立案及びその実施等に関する調査研究」、「消防・防災活動等に関する施策の普及、啓発及び活性化に関する事業」及び「安全安心なまちづくり等の前提となる都市政策、行政経営及び地方自治制度等都市に関する調査研究」に関する次の事業について、協助金を交付しました。

ア 全国市長会の「全国的規模に係る防災・危機管理に関する調査研究事業」

イ 全国市議会議長会の「自然災害対策等推進事業」

ウ (公財) 日本都市センターの「都市自治体のモビリティ（まちづくり・地域公共交通、ICT）に関する調査研究ほかの事業」

エ (公財) 日本消防協会の「消防団活動情報提供事業」

オ (一財) 日本防火・防災協会の「少年消防クラブ活性化推進事業」

## 6 日本都市センター会館事業

日本都市センター会館事業は、全国都市の共同利用施設として、「ホテル部門」の運営については、(株)ロイヤルホテル及び(株)東京ロイヤルホテルに委託しており、毎事業年度終了後に運営実績等の総合的な評価を実施し、より効率的、効果的な運営に努めています。

また、「オフィス部門」については、貸事務室として各市東京事務所等、30団体が入居しています。

平成28年度における経常収益は30億1,521万5千円、経常費用は24億7,355万6千円、当期経常増減額は5億4,165万8千円の増となっています。

平成28年度の会館事業の経常収益及び経常費用は、次のとおりです。

科 目		金額 (千円)
経常収益	貸室収益	181,030
	会議室収益	1,285,673
	客室収益	1,116,193
	食堂収益	362,660
	その他収益	69,657
	経常収益 計	3,015,215
経常費用	会館運営委託費	1,514,587
	機械運転保守費	131,307
	減価償却費	356,388
	営繕費	43,875
	光熱水道費	151,662
	租税公課	163,574
	その他費用	112,161
	経常費用 計	2,473,556
当期経常増減額		541,658
法人税等		692
当期一般正味財産増減額		540,965

\*内部取引消去前の事業別会計で表示しています。

\*数字は、千円未満を切り捨てて表示しています。単純合計と合計額が一致しない場合があります。

## 7 全国各市の利便に資する保険手続きに関する事業

### (1) 道路賠償責任保険取扱業務

市が管理する道路の賠償責任を補償する道路賠償責任保険について、本会が損害保険会社と団体保険加入に関する特約を締結し、606市が加入しています。

平成28年度の取扱状況は、次のとおりです。

項 目	件数等
加入市数	606市
加入道路延長距離	828,229km
取扱保険料	699,464,540円
取扱手数料	34,973,618円

## (2) 自動車損害賠償責任保険代理店業務

本会は、市等が所有する車両の自動車損害賠償責任保険の契約締結に関わる便宜を図るため、損害保険会社の代理店として、自動車損害賠償保障法による責任保険の取扱いを行っています。

平成28年度の取扱状況は、次のとおりです。

項 目	件数等
取扱台数	11,099台
取扱保険料	219,684,000円
代理店手数料	16,928,697円

## 8 総会及び理事会の開催について

平成28年度は、総会及び理事会（決議の省略を含む。）を次のとおり開催し、議案については全て原案のとおり可決されました。

（総会）

開催日・決議日	議案・報告	議 題 名
平成28年6月24日	議案第1号	理事の選任について
	議案第2号	監事の選任について
	報告第1号	平成27年度事業報告及び決算について
	報告第2号	平成28年5月開催の通常理事会の決議内容について
	報告第3号	理事の退任について

（理事会）

開催日・決議日	議案・報告	議 題 名
平成28年5月16日	議案第1号	平成27年度事業報告について
	議案第2号	平成27年度決算について
	議案第3号	支払準備資産に関する規程に定めるリスクの範囲について
	議案第4号	総会において選任される理事候補者の決定について



開催日・決議日	議案・報告	議 題 名
	議案第10号	総会において選任される理事候補者の決定について（追加）
	議案第5号	総会において選任される監事候補者の決定について
	議案第6号	地区協議会会長の選任について
	議案第7号	情報システム管理規程の制定について
	議案第8号	事務局設置規程の一部を改正する規程の制定について
	議案第9号	総会の日時、場所、目的である事項等の決定について
	報告第1号	理事の退任について
	報告第2号	代表理事の職務執行の状況について
	報告第3号	理事長の利益相反取引に関する重要事項の報告について
	報告第4号	平成27年度助成対象事業における各団体の実施状況について
	報告第5号	総会において選任される会計監査人候補者の決定について
平成28年6月6日  (決議の省略)	議案第11号	貞刈厚仁氏及び藤原通孝氏を、総会で選任される理事候補者に決定する。
	議案第12号	会計監査人の選任を、総会の議案としないことに変更する。
平成28年7月6日  (決議の省略)	議案第13号	代表理事（理事長）として福田紀彦理事、代表理事（理事長職務代理者）として鍵田剛理事及び代表理事（常務理事）として浮揚庸夫理事を選定する。
平成28年9月29日  (決議の省略)	議案第14号	新開輝夫氏を東海地区協議会会長として選任する。
平成29年1月24日	議案第15号	消防・防災施設整備事業等資金融資規程の一部を改正する規程の制定について
	議案第16号	平成29年度助成対象事業の承認及び協助金の交付額の決定について
	議案第17号	平成29年度事業計画書について
	議案第18号	平成29年度収支予算書等について
	議案第19号	理事長の利益相反取引に係る承認について
	報告第6号	代表理事の職務執行の状況について
	報告第7号	新規入会について

## 9 内部統制システムの運用状況の概要について

本会は、業務の適正を確保するため、ガバナンスに関する諸規程を理事会決議により定めています。

平成28年度における運用状況は、次のとおりです。

### (1)平成28年度事業報告及び決算の監事監査

13ページの「監査報告書」及び15ページの「独立監査人の監査報告書」のとおり

### (2)コンプライアンス委員会

本会は、コンプライアンス規程に基づき、本会内部にコンプライアンス委員会を設置し毎年1回定例委員会を開催するほか、必要があると認めるときは臨時委員会を開催しています。

開催状況及びコンプライアンス施策の実施は、次のとおりです。

#### ア 開催状況

開催日等	議 題
平成28年4月22日（定例）	1 コンプライアンス委員会の委員変更について 2 平成28年度内部監査年次計画について

#### イ コンプライアンス施策の実施

公益法人の職員に求められる服務規律を徹底するうえで、留意点等を記載したコンプライアンスハンドブックを作成し、職員に配布・周知することにより、コンプライアンス意識の醸成を図りました。

### (3) 内部監査及び実地監査フォロー

事業運営の改善を図るため、内部監査実施要領に基づき実地監査及び自主点検の実施並びに改善策のフォロー、コンプライアンス意識醸成のための研修等を次のとおり実施しました。

#### ア 実地監査

地 区	日 程
東北地区事務局	平成28年7月21日～7月22日
近畿地区事務局	平成28年9月8日～9月9日
財務部（経理課、管理課）	平成28年12月7日～12月8日
業務部（企画・防災課、共済事業課）	平成29年2月14日

#### イ 自主点検

年度初めに、必須項目と各部署で主体的に設定した項目を併せて、自主点検項目として設定のうえ、定期的に点検を実施しました。

ウ 改善策のフォロー、研修等

地 区	日 程
東海地区事務局	平成28年7月1日
中国地区事務局	平成28年6月17日
九州地区事務局	平成28年11月22日
総務部図書課	平成28年9月15日
財務部経理課	平成29年3月2日

## 10 附属明細書

平成28年度事業報告においては、事業報告の内容を補足する重要な事項が存在しないため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する附属明細書は作成しません。

平成29年5月

公益社団法人 全国市有物件災害共済会




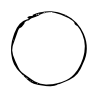
平成29年5月10日

## 監査報告書

公益社団法人 全国市有物件災害共済会  
理事長 福田紀彦様

公益社団法人 全国市有物件災害共済会

監事 遠藤 幸子 

監事 石川 哲治 

私たち監事は、平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）に係る理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき、次のとおり報告いたします。

### 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事及び使用人等から業務に関する報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁資料等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第42条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びにキャッシュ・フロー計算書並びに財産目録について検討いたしました。

### 2 監査の結果

#### （1）事業報告等の監査結果

- ア 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- イ 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

#### （2）計算書類及びその附属明細書並びにキャッシュ・フロー計算書並びに財産目録の監査結果

会計監査人清泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上



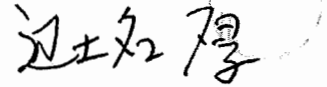
# 独立監査人の監査報告書

平成29年5月1日

公益社団法人 全国市有物件災害共済会  
理事長 福田 紀彦 殿

清 泉 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士  
業 務 執 行 社 員



## <財務諸表監査>

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づき、公益社団法人全国市有物件災害共済会の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにその附属明細書並びにキャッシュ・フロー計算書並びに財務諸表に対する注記について監査し、併せて、貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

### 財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、正味財産増減及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## <財産目録に対する意見>

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づき、公益社団法人全国市有物件災害共済会の平成29年3月31日現在の平成28年度の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

## 財産目録に対する理事者の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠するとともに、公益認定関係書類と整合して作成することにある。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

## 財産目録に対する監査意見

当監査法人は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているものと認める。

## 利害関係

公益社団法人全国市有物件災害共済会与当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上